

# 捨て猫は 犯罪です。

「かわいそう」では済まされません。



動物を捨てることは、  
**動物の愛護及び管理に関する法律**  
に違反する**犯罪**です。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)  
※愛護動物(猫など)を遺棄した場合

**捨てられた猫は、こんな危険にさらされます。**



**命の危険  
があります**

飢えや病気、暑さや寒さ、  
交通事故などで  
命を落とすことがあります。



**近隣トラブルの  
原因に**

ふん尿や鳴き声、ゴミあさりなどで  
地域の生活環境に悪影響を  
及ぼすことがあります。



**不幸な命が  
増えてしまいます**

捨てられた猫が繁殖し、  
さらに多くの不幸な命を  
生み出してしまうます。

**飼えなくなったら、捨てる前に相談してください。**



**新しい飼い主を探す**

家族や知人、SNSや  
譲渡サイトなどで  
新しい飼い主を  
探しましょう。



**動物愛護団体へ相談**

保護や譲渡のサポートを  
している団体があります。



**市役所へ相談**

制度や支援について  
ご案内できる場合が  
あります。

**命を捨てないでください。その命に、未来があります。**

お問い合わせ先

宗像市役所 環境課

0940-36-1421